

補助金額試算表

	金額	
置き配ボックス購入額	①	円
割引券、ポイント利用額 ポイント付与額の合計	②	円
補助対象経費 ①-②	③	円
補助申請（決定）額 ③÷2（上限1万円）	④	円

【対象となる経費の例】

- ・ 設備購入費（置き配ボックス本体及びその一体不可分の設備購入費）

【対象とならない経費の例】

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 対象設備納品にかかる経費（送料、代引手数料、決済手数料など）
- ・ 設置費（取付施工費など）
- ・ 置き配ボックス以外の購入費（別売の鍵、ネームプレート、固定具など）
- ・ 書類作成にかかる経費
- ・ 諸経費、雑費等、用途が明記されていない経費

【注意事項】

- ・ 割引券又はポイント等を利用した場合は、利用後の金額を補助対象経費とします。
- ・ ポイントを付与された場合、補助対象経費からポイント付与分を減額します。

鳥取市置き配ボックス設置事業支援補助金 書類チェック表

<提出書類>

① 補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）	
② 対象設備の経費の内訳が記載された領収書の写し	
③ 置き配ボックスの仕様を説明する資料の写し	
④ 置き配ボックスの設置状態及び固定方法がわかる写真	
⑤ 本補助金を受けようとする者本人の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）	

<確認事項>

購入日、設置日がR8.4.1以降であり、申請日が設置完了から30日以内かつ年度内の日付である	
申請者の住所が市内であり、住所が住民票に記載された住所と一致している	
設置する建物が既存住宅（対象設備の設置に着手する前に住宅の建築工事が完了済）である	
設置する建物が住居専用または店舗兼住宅（延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されているもの）	
共同住宅の場合、自己の居住の用に供する部分に設置されている	
縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートルの物品を収納することが可能なもの	
耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具で固定されたもの	
購入日時点で未使用であり（フリマアプリ等で購入したものではない）、リース商品でないもの	
製品名に置き配ボックス等の名称が明記された商品であり、単に屋外で物品を保管する箱でないもの	
住宅を新築、改築する際に当該住宅の一部として整備されたものでないもの	